

令和2年5月15日

長久手市認可保育園  
保護者各位

長久手市子ども部子ども未来課長

### 新型コロナウイルス感染予防に伴う保育園の休園の解除について

平素から、本市保育行政に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、緊急事態宣言の対象から愛知県が解除されたことに伴い、本市では、令和2年5月19日に休園措置を解除し、令和2年5月20日から開園することとしました。

これまで、家庭保育の御協力をいただき、感染拡大防止への御理解、御協力をいただきました保護者及び関係者の皆様へ深く感謝いたします。

しかしながら、新型コロナウイルス感染は終息したわけではなく、保育園は「3つの密」を完全に防ぐことができない集団保育の場であることから、お子様の登園に御不安を感じられ、家庭保育が可能な御家庭においては、当面は可能な範囲で登園自粛の御協力を賜りますようお願いいたします。

また、6月末までは、新型コロナウイルス感染予防を理由に保育園を休園された方の保育料については、日割りにより保育所利用料を返還させていただきます。

なお、保護者の皆様には、大変お手数をおかけしますが、5月末までは給食を御用意できないため、お弁当及びおやつを御持参いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 保育園の運営について

- (1) 児童、保護者、保育従事者等の感染リスクを抑制するため、お子様の登園に御不安を感じられ、家庭保育が可能な御家庭においては、当面は可能な範囲で保育園の利用を控えていただきますようお願いいたします。
- (2) 保育園の利用を希望される方は、保育利用予定表を各保育園へ御提出ください（すでに御提出いただいている方で、変更のない方は提出の必要はありませんが、確認のため保育園にその旨お伝えください。）。
- (3) 就労等により保育の利用が必要な方は、「3つの密」のリスクを少しでも回避するため、お仕事が早く終わりましたら、早い時間のお迎えをお願いします。

#### 2 利用料等について

##### (1) 0～2歳児クラスの保育所利用料

ア 引き続き6月末までの保育所利用料について、感染予防を理由にお休みいただいた日数分を、日割りで還付します。

イ 保育所利用料の還付については、各月の利用状況確認後、対象者に別途

御案内します。

(2) 3歳児クラス以上の副食費

ア 5月は給食が提供できないため、別途還付します。

イ 6月分の副食費については、感染予防を理由にお休みいただいた日数分を、日割りで還付します。

ウ 副食費の還付については、6月の保育園利用状況を確認後、対象者に別途御案内します。

3 その他

(1) 保育利用予定表等の必要な手続については、各保育園へお問い合わせいただくか、市ホームページを御確認ください。

(2) 今後の状況により、上記の対応が変更となる場合があります。

連絡先

長久手市子ども部子ども未来課保育係

住所：長久手市岩作城の内60-1

電話：0561-56-0615